

告 示

埼玉県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該店舗駐車場への車両の出入りに対する安全対策を十分に講じ、歩行者及び自転車利用等の通行に配慮すること。
- (2) 新たに追加される深夜帯の荷さばきについては、近隣住民の迷惑にならないよう十分に配慮すること。

二 縦覧期間

令和二年一月十七日から令和二年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター